

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則における
事業者設定基準届出書

令和4年12月27日

四国電力送配電株式会社

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則における
事業者設定基準届出書

業制発第18号
令和4年12月27日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

別表に掲げる一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則	
第 8 条第 4 項	第 8 条第 3 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 11 条第 2 項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第 12 条第 2 項	第 12 条第 1 項第 6 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 16 条第 2 項	託送収益、事業者間精算収益及び電力料の送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
第 25 条第 3 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

第8条第3項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第8条第4項関係]

1. 第8条第3項に規定する基準

一般送配電事業者は、前項の規定により同項第八号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に規定する基準により、同項第一号から第七号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

別表第2第1表 一般管理費等、変電費及び販売費の整理の基準

<p>1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の7部門（水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費）への整理の基準</p> <p>(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準（代表的な物量又は金額の比率をいう。以下同じ。）又は配賦基準（他の基礎原価等項目において整理済みの物量又は金額の比率をいう。以下この表において同じ。）を用いて整理すること。</p>
--

別表第2第2表 活動帰属基準、配賦基準分類表

	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比

2. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
委託費	システム関係委託費	直課された各部門人員数比	—
	その他委託費	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
電気事業報酬	特定固定投資	—	各部門設備別帳簿価額比
	建設中の資産	—	各部門設備別帳簿価額比
	運転資本(営業資本)	各部門営業資本構成比	—

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち機械賃借料及び委託費のうちシステム関係委託費については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

電気事業報酬のうち営業資本については、各部門の営業資本に関連があると考えられることから「各部門営業資本構成比」を設定することとした。

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
 [第 11 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
雑 給 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
消耗品費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
修繕費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。
事業者間精算費	送配電関連可変費に配分。
委託費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
養成費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
諸 費 (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。
建設分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電関連固定費に配分。
他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。

第12条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値
[第12条第2項関係]

1. 第12条第1項第6号に規定する値

月ごとの契約口数を合計して得た値（以下「口数」という。）

2. 設定した値

第13条第2項第7号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第12条第2項の規定により、同条第6項第1号に定める割合の算定を、同条第1項第6号の規定によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線及び計器等に係る費用並びに需要家設備の調査委託に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて三需要種別に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

配電需要家費のうち需要家設備関連費用については、需要規模、設備等に応じて費用の差異がみられることから、電圧区分ごとに適切な整理を行うため、上記の値に基づき整理することとした。

(別紙)

託送収益、事業者間精算収益及び電力料の送配電関連固定費、送配電関連可変費又は需要家費への配分基準

[第 16 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
託送収益	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。
事業者間精算収益	送配電関連可変費に配分。
電力料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に配分。

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第 25 条第 3 項関係]

基準託送供給料金は、以下のとおり設定する。

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態、使用期間に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金（高压で供給する場合及び特別高压で供給する場合に限る）を設定する。

接続送電サービス料金は標準接続送電サービス、昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえた時間帯別接続送電サービス、自己等への電気の供給において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービス及び低压で供給し電灯または小型機器を使用する場合に使用量が極めて少ないと見込まれる需要に配慮した電灯定額接続送電サービスを設定する。また、臨時接続送電サービス料金は臨時接続送電サービス、低压で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。また、高压で供給する場合及び特別高压で供給する場合における標準接続送電サービス料金及び時間帯別接続送電サービス料金については、契約者が希望され当社との協議が整ったときは、時間帯区分ごとの最大需要電力を踏まえて割引額を算定のうえ、料金から割り引くものとする。

2. 料金制

基準託送供給料金は、基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制、従量料金制及び定額制により設定する。

3. 近接性評価

電気の潮流状況を改善するものと評価できる地域を、当該市町村における発電電力量、需要電力量及び流通設備の実態等を踏まえて市町村単位で設定し、発電設備が当該電気の潮流状況を改善するものと評価できる地域に立地する場合は、当社が当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し、及び運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合の当該電気を除く。）と割引単価を基礎に割引額を算定のうえ、料金から割り引くものとする。

なお、割引単価については、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ること及び上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ受電電圧ごとに設定する。